

日本一の鮎が棲むまち

広報 やすだ

11

令和5年(2023年)

No.695

- ②③令和4年度の決算概要
- ④芸能発表会
- ⑬安田中学校1年生に防災用品寄贈
- ⑮安田スポーツ少年団3位入賞



威勢の良い掛け声が響く…(10/15 安田八幡宮神祭)

令和4年度の決算概要

予算と決算は、表裏一体の関係にあり、町の行政を推進していく上で重要なものです。予算は、1年間の行政施策を推進していくための青写真であり、決算は、町が1年間に推進してきた諸施策の成果を表します。

そこで、今月号では、9月の町議会定例会で認定を受けました令和4年度一般会計決算を主体にお知らせします。

一般会計決算【歳入・歳出】の概要

令和4年度の一般会計は、令和3年度からの繰越事業を合わせた最終予算額32億3,734万1千円に対して、歳入総額が30億7,294万5千円、歳出総額が、29億6,056万4千円となり、歳入歳出差し引きで1億1,238万1千円の黒字となりましたが、このうち、令和4年度に事業が完了しなかった事業に充当する財源を除いた実質的な収支額は、9,321万9千円となっています。

これを、前年度の決算と比較しますと、歳入で5億8,111万円(15.90%)の減、歳出で6億451万3千円(16.96%)の減となっています。これは、旧中山小中学校校舎改修事業や町道改良事業等の建設事業費が大幅に減額したことが主な要因です。

また、特別会計については、4会計全体の最終予算額8億1,625万6千円に対し、歳入が7億7,640万3千円、歳出が7億7,530万9千円で、歳入歳出差引109万4千円となっています。



町道上ミ本町2号線（安田）



園芸用ハウスの整備（東島）

町民1人当たりの一般会計歳出額 1,241,328円

(令和5年3月31日現在住基人口：2,385人)

議会費 20,525円 	総務費 259,249円 	民生費 219,159円 	衛生費 153,229円 	農林水産業費 92,907円 	商工費 40,958円 
土木費 93,409円 	消防費 47,708円 	教育費 81,727円 	災害復旧費 4,460円 	公債費 158,067円 	諸支出金等 69,930円 

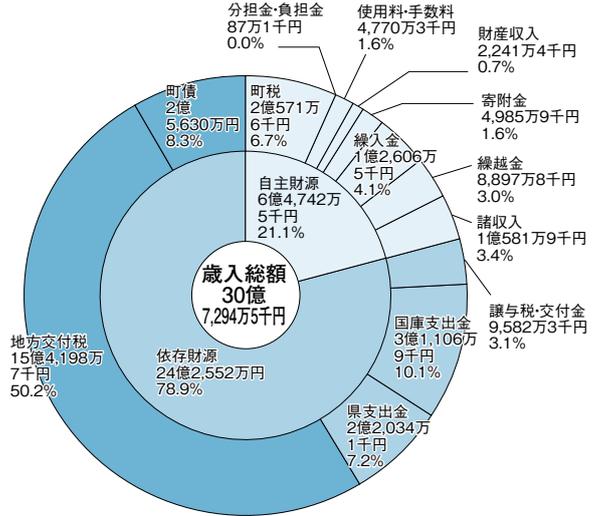
(歳入)

町税、分担金および負担金、使用料および手数料、財産収入など、町が自ら収入したお金(自主財源)は、基金からの繰入金を含む総額6億4,742万5千円で、前年度対比で4,670万3千円減少しました。

一方、譲与税、地方交付税、国県支出金、町債など、国や県から定められた額を交付されたり、割り当てられたりするお金(依存財源)は、総額24億2,552万円で、前年度対比で5億3,440万7千円減少しました。

依存財源のうち、地方交付税の交付実績は普通交付税、特別交付税を合わせて15億4,198万7千円で、前年度比で2,275万4千円(1.45%)の減額となりましたが、歳入全体の約5割を占めています。

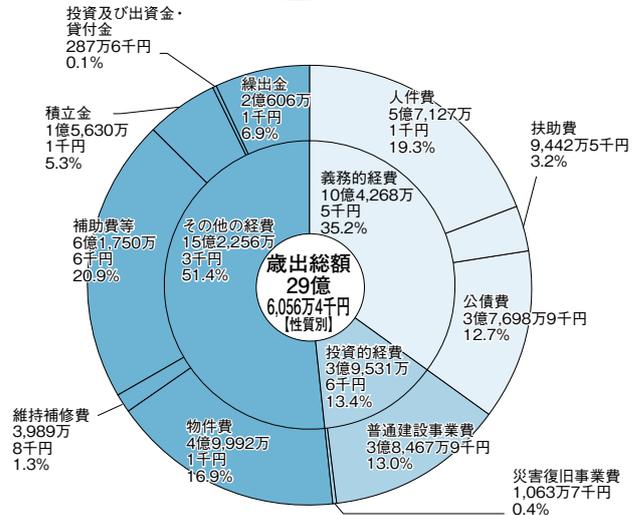
このほか、普通交付税財源の不足額の補てんとして借入れした臨時財政対策債が前年度比で3,990万円(74.4%)の減額となった結果、町が自由に使うことができるお金(一般財源)は、6,007万8千円減少しました。



(歳出)

令和4年度に使われたお金の内訳を見ますと、法令等により支払いが義務付けられている人件費・扶助費・公債費は10億4,268万5千円で、歳出全体に占める割合は35.2%となっています。そのうち借金の返済にあたる公債費は3億7,698万9千円で、過去に実施した大型建設事業に係る借金の返済が順次始まったことなどにより、前年度比で1,496万3千円の増加となっています。

道路改良、防災対策などのまちづくりに使われる経費は、3億8,467万9千円で、前年度比で6億2,579万1千円減少しています。



◎今後の行財政運営方針

町では、産業振興による地域の活性化、社会福祉施策の充実、中山間地域対策の推進など数多くの課題を抱えています。こうした課題を的確に把握し解決していくためにも、「安田町総合振興計画」を基本とし、「第2期安田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標の達成に向け、必要な施策に対しては重点的に予算を配分するなどし、限られた予算の中で、最大限の効果が発揮できるよう各種取り組みを進めていきます。

また、住民一人ひとりが主役となった、住民目線による対話と協働により「共に生き 未来につなぐ 安田町 ～みんなで創る 共生空間～」の実現に努めます。

主な事業と決算額

○総務費

- 庁舎誘導看板等設置工事 292万円
- 地域公共交通運行事業 935万円
- 国土地籍調査事業 9,449万円
- 空き家活用住宅改修事業(明許含む) 2,646万円

○民生費

- あったかふれあいセンター事業 3,042万円
- 高齢者福祉センター空調設備改修工事 3,058万円
- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業(明許含む) 1,870万円
- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業 2,275万円
- 児童手当支給事業 2,128万円
- 認定子ども園運営事業 3,461万円

○衛生費

- インフルエンザワクチン接種費用助成事業 82万円
- 安田川清流保全水質調査事業 93万円
- 簡易水道事業特別会計繰出金 6,155万円

○農林水産業費

- 園芸用ハウス整備事業 3,152万円
- 燃料タンク対策事業 469万円
- 農業生産資材高騰対策緊急支援事業 585万円
- 森林病虫害等防除事業 414万円
- 森林意向調査全体計画策定等事業 666万円
- 安田漁港船揚場改修工事 187万円

○商工費

- 地域商品券交付事業 2,516万円
- 原油価格・物価高騰対策緊急支援事業 2,344万円
- 日本遺産推進事業 605万円
- 安田の夢プラン推進事業 550万円
- 総合交流拠点施設空調設備改修工事 605万円
- 移動販売等支援事業 167万円

○土木費

- 町道上三本町2号線道路整備工事 2,762万円
- 町道東西島線(東西島橋)橋梁保全工事 3,927万円
- 町道東坪田線道路改良工事(明許) 379万円

○消防費

- 避難誘導灯整備工事 550万円
- 職員初動対応マニュアル作成事業 127万円
- 住宅耐震対策等事業(明許含む) 732万円

○教育費

- 安田さくら園・安田小中学校空調設備改修工事 792万円
- 学習支援員配置事業 1,008万円
- 安田小学校バリアフリー改修工事(明許) 693万円
- 中山公民館1階床張替工事 106万円

○諸支基金

- 財政調整策基金積立金 4,144万円
- ふるさと応援基金積立金 5,007万円
- 新エネルギー事業推進基金積立金 1,020万円

令和4年度 安田町健全化判断比率 および資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき、次のとおり令和4年度の安田町健全化判断比率および資金不足比率を公表します。

本町の令和4年度決算では、下表のとおり各指標とも基準値を超えるものではありませんでした。また、簡易水道事業特別会計（公営企業会計）の経営状況を判断する指標（資金不足比率）についても、会計に資金不足がないため数値は表れていません。

健全化判断比率のうち、実質公債費比率は7.4%で、引き続き地方債の発行に県知事の許可を要する18.0%を大きく下回っていますが、過去の大型建設事業に充当した地方債の償還開始により、昨年度より0.4ポイント上昇しています。

自主財源に乏しく、各種事業等の財源を国・県の支出金や地方交付税および地方債等に頼らざるを得ない財政構造にある本町では、健全な財政運営を維持するため、引き続き効率的で効果的な行財政運営を行っていく必要があります。

(単位：%)

健全化判断比率					⑤資金不足比率
	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	簡易水道事業特別会計
安田町	— (△5.47)	— (△5.53)	7.4	— (△6.5)	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0	経営健全化基準 20.00

※実質赤字比率および連結実質赤字比率は、黒字であるため『-』と表示しています。

※括弧内の数値はそれぞれ実数を表しています。

※将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能財源（基金等）が上回っているため『-』と表示しています。

※簡易水道事業特別会計の資金不足比率については、資金不足がないため『-』と表示しています。

※簡易水道事業特別会計は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業規模を算定。

《用語の説明》

- ①実質赤字比率とは
地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化したもの
- ②連結実質赤字比率とは
公営企業会計等を含む全ての会計の黒字、赤字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもの
- ③実質公債費比率とは
地方債の借入金に係る返済金およびこれに準じるもの（借入金に係る返済金の財源に充てたと認められる特別会計への繰出金等）の額の大きさを指標化したもの
- ④将来負担比率とは
地方公共団体が将来負担すべき地方債残額や債務負担行為による支出予定額をはじめ、公営企業会計等への実質的な負債額等、将来財政を圧迫する可能性があるものの大きさを指標化したもの
- ⑤資金不足比率とは
公営企業会計の資金不足額を事業規模（料金収入など主たる営業活動から生じる収益等）と比較して指標化したもので、経営の状況を判断するもの

安田町人事行政の運営等の状況

1. 職員の任免および職員数の状況

(1) 採用者数

令和4年度に新たに採用した職員の状況は、次のとおりです。

区分	大卒	短大卒	高卒	中卒・その他	計	
						うち女性
一般行政職	1人	1人	0人	0人	2人	1人

(2) 退職者数

令和4年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

区分	定年退職	勸奨・早期希望退職	その他	計	
					うち女性
一般行政職	0人	1人	1人(うち再任用1人)	2人	2人

(3) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由 (令和5年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和4年度	令和5年度		
一般行政部門	議会	1人	1人		職員派遣
	総務・企画	14人	15人	1人	
	税務	4人	4人		
	労働				
	農水	4人	4人		
	商工	1人	1人		
	土木	3人	3人		
	民生	11人	11人		
	衛生	4人	4人		
計	42人	43人	1人		
特別行政部門	教育	12人	11人	△1人	退職
	警察				
	消防				
計	12人	11人	△1人		
公営企業等部門	病院				
	水道	1人	1人		
	交通				
	下水道				
	その他	1人	1人		
計	2人	2人			
合計		56人 (65)人	56人 (65)人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員の数であり、休職者、派遣職員などを含んでいます。

2 () 内は、条例定数の合計です。

② 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	4人	4人	7人	4人	7人	11人	8人	3人	4人	1人	56人

2. 職員の給与の状況

(1) 給与の決定の仕組み

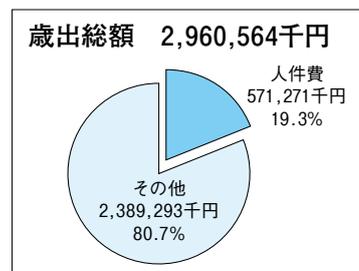
町職員の給与は、「生計費、国および他の地方公共団体の職員並びに民間事業所の就業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」という均衡の原則によることと、地方公務員法に定められています。

この規定に基づき、町においては国および県に準拠して「職員の給与に関する条例」を定め、町職員の給与を決定、支給していますが、改定措置等についても同様に国および県に準拠し、町議会の審議を経て決定される仕組みになっています。

(2) 人件費の状況（一般会計決算）

令和4年度の一般会計決算における人件費は、次のグラフのとおりです。

(注) 人件費とは、町議会議員、町長等特別職、町職員および各種委員会等委員に支給される報酬、給与、退職手当および共済組合負担金などです。



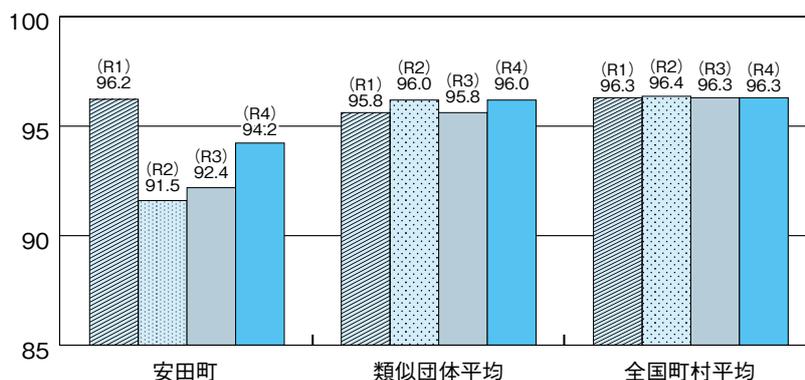
(3) 職員給与費の状況（一般会計決算）

職員の給与は、給料と職員手当(扶養・期末勤勉・住居・通勤・時間外勤務・管理職・特殊勤務手当等)からなっており、令和4年度の一般会計決算の状況は次のとおりです。

職員数 A	給与費				一人当たりの 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
54人	184,477千円	19,965千円	68,122千円	272,564千円	5,047千円

(注) 1 職員数は、令和4年4月1日現在の職員数です。
2 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(4) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 各年度ともに、4月1日を基準日としています。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況

国に準拠し、平成29年度に実施済です。

(6) 一般行政職給料表の状況

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	150,100円	198,500円	234,400円	266,000円	290,700円	319,200円
最高号給の給料月額	247,600円	304,200円	350,000円	381,000円	393,000円	410,200円

(7) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
安田町(一般行政職)	41.1歳	296,565円	322,703円	316,953円
高知県(一般行政職)	41.8歳	308,173円	373,307円	328,854円
国(一般行政職) (R4.4.1現在)	42.7歳	323,711円	- 円	405,049円

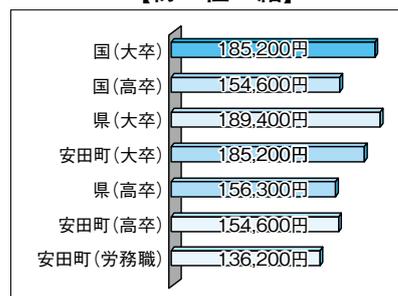
- (注) 1 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。
 2 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(8) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

町職員採用試験に合格し、高等学校等卒業後、直ちに職員として採用された者の初任給等の状況は、次のとおりです。

区 分		安田町	県	国
行政職	大学卒	185,200円	189,400円	185,200円
	高校卒	154,600円	156,300円	154,600円
単純労務職	高校卒	136,200円	-	136,200円

【初 任 給】



(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

- (注) 1 []内は、経験年数区分に該当職員がいないため、直近の職員の状況を記載しています。
 2 経験年数区分および近似の階層に該当職員がいない場合は「-」としています。
 3 経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数をいいますが、学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

区 分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
行政職	大学卒	[9年] 246,000円	277,900円	[19年] 338,600円
	高校卒	[11年] 219,200円	- 円	271,200円
単純労務職		- 円	- 円	- 円

(10) 町職員の級別職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	標準的な職務分類 (内容)	合計		職制上の段階		
		人	%	人	%	段階
行政職	1級 主事、保育教諭	7	12	30	53	係員級
	2級 主査、保育教諭	8	14			
	3級 主幹、保健師、保育教諭	15	27			
	4級 係長、主任保育教諭	6	11	6	11	係長級
	5級 課長補佐、主監、副園長	8	14	8	14	課長補佐級
	6級 局長、会計管理者、課長、支所長、教育次長、園長	10	18	10	18	課長級
単純労務職	1級 2級 3級 調理員	2	4	2	4	-

- (注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(11) 昇給への勤務成績の反映状況

平成22年度から昇給への勤務成績反映を実施。勤務成績を適切に給与に反映させるため、「優れている」・「やや優れている」・「普通」・「やや劣る」・「劣る」の5段階の区分を設定（昇給日は毎年4月1日）。

(12) 職員の手当の状況

① 期末、勤勉手当

期末、勤勉手当（民間の賞与等の一時金に相当するもの）は、国家公務員および県職員と同様に6月と12月の年2回支給されています。

安田町			県			国		
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,283千円			1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,480千円			—		
（令和4年度支給割合）			（令和4年度支給割合）			（令和4年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
6月期 1.20月分 (0.675月分)	0.95月分 (0.45月分)		6月期 1.25月分 (0.675月分)	0.825月分 (0.412月分)		6月期 1.20月分 (0.675月分)	0.95月分 (0.45月分)	
12月期 1.20月分 (0.675月分)	1.05月分 (0.50月分)		12月期 1.20月分 (0.675月分)	0.875月分 (0.438月分)		12月期 1.20月分 (0.675月分)	1.05月分 (0.50月分)	
計 2.40月分 (1.35月分)	2.00月分 (0.95月分)		計 2.50月分 (1.35月分)	1.700月分 (0.850月分)		計 2.40月分 (1.35月分)	2.00月分 (0.95月分)	
職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有		

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況（行政職）

勤務成績は、「優れている」・「やや優れている」・「普通」・「やや劣る」・「劣る」の5段階に区分。成績率は、職務について監督する地位にある者による評価に基づき、任命権者が決定。

② 退職手当（令和5年4月1日現在）

職員の退職手当は、県内の市町村等で組織している高知県市町村総合事務組合の支給規定に基づき、支給されています。

安田町			国・県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置（2～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置（2～45%加算）	
（退職時特別昇給）	無				
1人当たり平均支給額	88千円				

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された額の平均です。

③ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

支給実績（令和4年度決算）				0円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）				0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）				0%
手当の種類（手当数）				4種類
手当の名称	主な支給 対象職員	主な支給 対象業務	左記職員に対 する支給単価	
税の徴収に従事する職員の特殊勤務手当	税務係	税の徴収	日額	400円
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	衛生係	伝染病対策	日額	400円
台風時等に危険を伴う作業に従事する職員の特殊勤務手当	防災係	災害対策	日額	400円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	用地係	用地交渉	日額	400円

④時間外手当

管理職を除く職員が、定められた勤務時間以外に勤務した場合に支給されています。

支給実績(令和4年度決算)	7,695千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	214千円
支給実績(令和3年度決算)	6,418千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	161千円

⑤その他の手当(令和5年4月1日現在)

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 6,500円 子 〃 10,000円 上記以外の扶養親族 〃 6,500円 (扶養親族のうち15歳に達する日以後の年度初めから22歳に達する日以後の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算)	同じ		5,045千円	252,250円
住居手当	1.借家、借間居住者基礎控除額 月額 16,000円 最高支給限度額 〃 28,000円 2.単身赴任手当受給者で配偶者の借家、借間 〃 1の1/2	同じ		758千円	151,575円
通勤手当	支給要件 通勤距離片道2km以上 2km~5km未満 月額 2,000円 5km~10km未満 〃 4,200円 10km以上~15km未満 〃 7,100円 15km以上~20km未満 〃 10,000円 20km以上~25km未満 〃 12,900円 25km以上~30km未満 〃 15,800円 30km以上~35km未満 〃 18,700円 35km以上~40km未満 〃 21,600円 40km以上~45km未満 〃 24,400円 45km以上~50km未満 〃 26,200円 50km以上 〃 28,000円	異なる	1.交通機関等利用者運賃等相当額が月額55,000円以下については、運賃相当額 2.自動車等の使用者2~5km未満2,000円から最高31,600円(片道60km以上)	1,382千円	57,575円
管理職手当	職務の級が6級の管理職員 月額 33,200円 職務の級が5級の管理職員 〃 27,700円	異なる	職務の級における最高号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲	5,822千円	363,825円
管理職特別勤務手当	管理職手当が支給されている職員が週休日等に勤務した場合に支給 職責に応じて定額 1回 7,000円~10,000円 (6時間を超える場合は加算有)	異なる	俸給の特別調整額の区分等に応じ、週休日等の勤務については18,000円~6,000円(6時間を超える勤務は5割増)	781千円	48,781円
	管理職手当が支給されている職員が週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 職責に応じて定額 1回 3,000円~4,000円		平日深夜(午前0時から午前5時までの間)については6,000円~3,000円		
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外または休日等に宿日直勤務した場合に支給 1回 4,400円	同じ		0千円	0円

- ※扶養手当：扶養親族のある職員に支給されています。
- ※住居手当：住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給されています。
- ※通勤手当：通勤距離が片道2キロメートル以上である職員に支給されています。
- ※管理職手当：管理または監督の地位にある職員のうち、町長が指定する職員に支給されています。
- ※管理職特別勤務手当：管理または監督の地位にある職員が、災害等により緊急その他公務の運営の必要により勤務時間外に勤務した場合に支給されています。

(13) 特別職等の報酬等の状況

町長等特別職の給料および町議会議員の報酬等については、特別職報酬等審議会の意見を徴して、一般職とは別に条例で定めることになっています。

(令和5年4月1日現在)

区 分		給料月額等	区 分		給料月額等
給 料	町 長	705,000円	期末手当	町 長	(令和4年度支給割合) 6月期 1.525月分 12月期 1.575月分 計 3.10月分 加算措置 有
	副 町 長	610,000円		副 町 長	
	教 育 長	565,000円		教 育 長	
報 酬	議 長	236,000円		議 長	
	副 議 長	195,000円		副 議 長	
	常任委員長	185,000円		常任委員長	
	議 員	170,000円		議 員	
退職手当	町 長	(算定方式) 給料×在職年数×500/100	(1期の手当額) 14,100,000円	(支給時期) (任期毎)	
	副 町 長	給料×在職年数×300/100	7,320,000円	(任期毎)	
	教 育 長	給料×在職年数×250/100	4,237,500円	(任期毎)	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。教育長のみ、1期(3年=36月)で計算しています。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

職員の勤務時間については、条例および規則により、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり38時間45分としており、その勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分としています。

また、一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっており、休憩時間は正午から午後1時までとなっています。

(2) 週休日および休日

週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいい、原則として毎週日曜日および土曜日が週休日となっています。

休日とは、正規の勤務時間において、勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日または年末年始の休日(12月29日から1月3日までの日。国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)をいいます。

(3) 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇および組合休暇があります。

①年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに付与する休暇で、その日数は1年において20日となっており、1日または1時間単位で取得することができます。また、年次有給休暇は当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができます。

②病気休暇

職員が負傷または疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

ア 厚生労働省令で定められた疾病	疾病等にかかっている期間
イ ア以外の疾病または負傷	医師の証明等により必要最小限の期間
ウ イのうち、公務によらない結核性疾患	1年以内
エ イのうち、公務によらない私傷病	引き続き90日以内

③特別休暇

災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。

④介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です（勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します）。取得できる期間は、6カ月以内となっています。

⑤組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に登録された職員団体の業務に従事する場合の休暇です（勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します）。1年において、30日を超えない範囲で、1日または1時間単位で取得することができます。

(4) 育児休業等

①育児休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができます。

②部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。

4. 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、降任、免職および休職があります。

○令和4年度分限処分の状況

処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務成績不良の場合	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	1人	1人
適格性の欠如の場合	-	-	-	-
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-
学術に関する事項の調査、研究または 指導に従事する場合	-	-	-	-
水難、火災その他の災害により、生死 不明または所在不明となった場合	-	-	-	-
合計	-	-	1人	1人

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として、戒告、減給、停職、免職があります。

令和4年度懲戒処分の状況

処分の事由	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任命に関する不正	-	-	-	-	-
一般服務違反関係	-	-	-	-	-
一般非行関係	-	-	-	-	-
取賄等関係	-	-	-	-	-
道路交通法違反	-	-	-	-	-
監督責任	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-

令和4年度刑事処分の状況

処分の事由	懲役	禁固	罰金	科料	計
収賄による場合	-	-	-	-	-
横領による場合	-	-	-	-	-
傷害・暴行による場合	-	-	-	-	-
公職選挙法違反による場合	-	-	-	-	-
道路交通法違反による場合	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-

5. 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況

令和4年の職員の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

区 分	令和4年	令和3年
平均取得日数	9.6日	7.9日
消 化 率	25.4%	21.0%

(2) 育児休業、部分休業、介護休暇の取得状況

①育児休業

令和4年度中に新たに育児休業を取得した職員は2人です。

②部分休業

令和4年度中に部分休業を取得した職員はいません。

③介護休暇

令和4年度中に介護休暇を取得した職員はいません。

6. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

令和4年度も、職員が現在ついている職および将来つくことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識技能等を習得させ、職員の資質の向上と勤務能率の発揮および増進を図ることを目的として、研修を実施、受講しました。

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定は、平成22年度から実施

7. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の福祉の状況

・定期健康診断受診者 51人（うち人間ドック受診者37人）

(2) 福利厚生事業の状況

	内 訳	金 額	備 考
公費負担分	定期健康診断委託料および人間ドック	215千円	受診者1人当たりの公費負担額 4,212円
	互助会への負担額	1,163千円	職員1人当たりの公費負担額 19,707円
	計	1,378千円	
	互助会への職員負担額	1,163千円	互助会への公費負担率 50%

※1. 互助会とは、(一財)高知縣市町村職員互助会(共同互助会)のことで、高知県内の市町村等で働く職員が加入し、福祉の増進等を図るとともに、地方自治に関する意識の向上と市町村行政の円滑、かつ能率的な運営に寄与することを目的としています。

2. 互助会の給付内容には、永年勤続表彰、人間ドック助成および保養施設利用助成の3つがあります。

(3) 公務災害補償の状況

・認定件数 0件

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況

・係属事案はなく、令和4年度に新たな措置要求はありません。

(5) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

・係属事案はなく、令和4年度に新たな不服申し立てはありません。

令和4年度の公文書公開などの実施状況をお知らせします

町では、公正で開かれた町政を目指し、情報公開条例を制定しています。また、町民の個人情報を適切に取り扱うために個人情報保護条例を制定しています。

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づいて、どれくらい開示請求があったかをお知らせします。

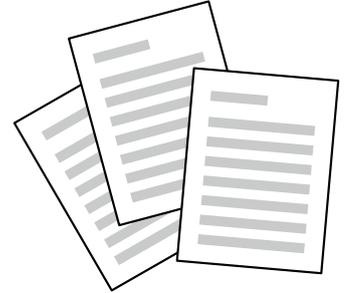
○情報公開制度の実施状況

1. 公文書の開示請求及び処理状況

区 分	件数	
請求件数	6	
処理 状況	公開	5
	部分公開	1
	非公開	0
	不受理	0

2. 請求に係る開示方法

閲覧	写しの交付
0件	6件



○個人情報保護制度の実施状況

1. 安田町個人情報保護条例に基づく開示請求及び処理状況

区 分	件数	
請求件数	1	
処理 状況	公開	1
	部分公開	0
	非公開	0
	不受理	0
	取り下げ	0

2. 請求に係る開示方法

閲覧	視聴	写しの交付 または複写	写しの送付
0件	0件	1件	0件

秋の全国交通安全運動

9月21日から9月30日までの10日間、「秋の全国交通安全運動」が実施されました。

同運動期間中は、

・子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保

・夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

・自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

を重点目標に、朝の巡回広報や通勤・通学時間に合わせた街頭指導、ドライバーサービスなどの啓発活動を行いました。ご協力いただきました各団体や関係者の皆さんには感謝申し上げます。

今年のドライバーサービスには、安田さくら園ぎりん組の園児も参加し、園児が交通安全の願いを込めて作った折り鶴のお守りを啓発チラシとあわせてドライバーに手渡ししながら、安全運転を呼びかけました。

交通安全運動期間は終わりましたが、一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めることで交通事故防止につながります。日頃から「交通安全」を心掛けましょう。



11月の「中山支所勤務日」について

町では「対話と協働」によるまちづくりを進めるため「町長室開放日」と「町長の中山支所勤務日」を設けています。

11月は「中山支所勤務日」を実施します。

日ごろ感じていることや役場への提言など、皆さまのご意見をお聞かせください。

◆中山支所勤務日

11月29日(水)

◎基準時間 午前10時から正午まで／午後2時から午後5時まで

※来客の状況により、若干お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

長年にわたる功績・功労者に贈られました

旭日単光章受章(死亡叙勲)

このたび、故・藤戸三幸氏(安田)が、長年にわたり地域の教育、文化、産業、福祉等の向上に貢献した功績が高く評価され「旭日単光章(死亡叙勲)」を受章されました。

藤戸氏は、平成11年4月から平成23年4月まで、町議会議員として在職し、平成15年5月から平成17年5月まで総務教育常任委員会委員長として、旧小川小学校講堂を「せせらぎの郷 小川」として改修、安田幼稚園の開園など、町の教育・文化の向上に多大な貢献をされました。

また、平成19年5月から平成23年4月まで、議長として豊富な経験と優れた政治手腕をもって地方自治の育成発展に貢献し、経営体育成基盤整備事業による唐浜地区への導水トンネル整備、施設園芸の新興作物導入に寄与するためのマンゴー試験栽培、国道への越波対策として海岸への消波ブロック設置、量販店撤退に伴う買い物弱者対策として地場産品販売センター「土佐の元気市・輝るぽーと安田」の完成など、町の基幹産業である農業振興や安全・安心なまちづくりの実現に尽力されました。

受章の栄誉を心からお喜び申し上げます。



故・藤戸三幸氏
(4月21日逝去)



【公職歴】

平成15年5月から平成17年5月
平成19年5月から平成23年4月

総務教育常任委員会委員長など
議長など

※旭日単光章
国または公共に対して
顕著な功績を残された方に
贈られます。

10月14日、町文化センターで芸術発表会(町文化協会主催)が開催され、文化教室生を中心に延べ83人の皆さんが出演しました。南輝明会長は「発表会が楽しいひとときとなり、明日への活力、協働のまちづくりへ近づけるよう取り組んでいきます」と開会宣言。

フラダンスの皆さんに始まり、詩吟や謡曲、日本舞踊など30演目が披露され、安田はまゆう合唱団の生演奏による明るい合唱で閉会しました。
各教室では、随時教室生を募集しています。お気軽にお問い合わせください。

令和5年度

芸術発表会



安田中学校1年生に 防災用品が寄贈されました

10月11日、株式会社やすだソーラーパワーから、安田中学校1年生に防災用品を寄贈いただきました。株式会社やすだソーラーパワーは、町と荒川電工株式会社の共同出資により設立された会社で、北大野で大規模ソーラー発電事業を行っており、今回の寄贈は発電収益の地域還元と社会貢献活動の一環として実施されたものです。

安田中学校で行われた贈呈式では、1年生代表者の小島さんにオリジナル防災バッグが手渡され、生徒全員でお礼の言葉を伝えました。



安田スポーツ少年団 第28回高知県小学生野球安芸大会 3位入賞!!

5月27日から9月23日まで、第28回高知県小学生野球安芸大会が開催されました。

安田スポーツ少年団は東山ボーイズとの3位決定戦に臨み、今大会が6年生最後の公式戦ということもありチーム一丸となって勝利を目指し、プレーしました。

ベンチからの大きな声援もナイスプレーの後押しとなり、結果10-5で3位を勝ちとることができました。

6年生の2人でバッテリーを組んだイニングもあり、また胸にはメダルが輝き38期生での最後の試合を有終の美で飾ることができました。

3位決定戦 安田SS 10-5 東山ボーイズ



令和5年度 安田町補助事業・福祉サービス等一覧

広報4月号で紹介した今年度の町補助事業・福祉サービス一覧です。現時点での受付状況については、担当課までお問い合わせください。

・防災、減災（南海トラフ地震対策等） お問い合わせ先：総務課 ☎38-6711 FAX38-6780

事業名	内容	対象
木造住宅耐震診断士派遣事業	県認定の診断士によって住宅の耐震性を測定する（診断料無料）	昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅
耐震設計費補助事業	耐震診断士による設計に係る費用について上限356千円の補助を行う	上記耐震診断によって、耐震性が低いと診断された住宅
耐震改修補助事業	耐震診断士の設計に基づく改修に係る費用について上限1,553千円の補助を行う	
ブロック塀改修費補助事業	倒壊の危険性のあるブロック塀の除去やフェンス等への改修に対して上限407千円の補助を行う	避難路沿いにあり、傾き、ひび割れ等の著しいブロック塀
老朽住宅除却事業	倒壊の危険性のある住宅の除却に係る費用に対し上限1,645千円の補助を行う	避難路沿いにある倒壊の恐れがある老朽住宅
安田町家具転倒・ガラス飛散等防止対策推進事業	1世帯につき、上限10千円として金具等購入費を補助し、最大4台まで取付サポートを実施する 1世帯につき、上限14千円としてフィルム購入費を補助し、最大6㎡まで貼付サポートを実施する ※購入から取付までを委託により実施するので、申請者は町への申請のみ	町内に居住する全世帯
住宅等土砂災害対策促進事業	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の危険住宅を対象に、土砂災害に対して安全な構造とするための外壁などの設置に係る費用について上限1,000千円の補助を行う ※一級建築士または、二級建築士が設計したものに限る	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の住宅

・移住、太陽光発電 お問い合わせ先：地域創生課 ☎38-6713 FAX38-6723

事業名	内容	対象
U・ターン希望者住居改修事業	個人が所有する住宅の改修費用、荷物の処分等に対して上限1,000千円の補助を行う	U・ターン希望者及び移住希望者に住居を提供しようとする方
太陽光発電システム等設置事業	最大出力の合計が10キロワット未満のものについて、上限600千円の補助を行う 家庭用蓄電池システム設置費から国等補助を控除したものについて、上限400千円の補助を行う	居住している町内の住宅、または町内に居住予定で新築、改築する住宅に太陽光発電システム及び家庭用蓄電池システムを設置する方

・福祉（高齢者福祉等） お問い合わせ先：町民生活課 ☎38-6712 FAX38-6780

事業名	内容	対象
福祉ハイヤー事業	対象者1人に、年間7千円を助成（チケット500円券14枚綴り）	対象者（4月1日において、80歳以上の者のみで構成される世帯等の諸要件を満たす方）等については別途通知済み
老人日常生活用具給付等事業	防火関係の用具を給付（品目：電磁調理器、火災報知器、自動消火器）	長期にわたって寝たきりの高齢者や、ひとり暮らしの高齢者の方など
	老人福祉電話機を貸与	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方で安否確認の必要があり、現に電話機を保有しない低所得の方
	シルバーカー（手押し車）購入助成	おおむね65歳以上の要介護認定を受けていない方（上限有）
	補聴器購入助成	障害者の補装具購入制度を利用した方で自己負担のある方（上限有）
緊急通報体制等整備事業	緊急時に適切な対応を行うために、緊急通報装置を設置（貸与、利用料は無料）	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯に属する高齢者の方または、ひとり暮らしで身体に重い障がいのある方
高齢者等配食サービス事業	毎週月～金曜日（祝日、年末年始を除く）昼食の弁当を自宅に配達（一食400円、副食おかずのみは300円）	介護認定を受けた方や、おおむね65歳以上の方で、食事サービスが必要と認められる方
在宅介護手当支給事業	在宅で介護をしている方に、在宅介護手当を支給（月額10千円を毎年9月と3月の2期に分けて支給）	家庭で長期にわたり寝たきりになっている方や、認知症などで常時介護を必要とする方を介護している方
在宅高齢者訪問理美容サービス事業	居宅を訪問して理美容サービスを提供（出張費の助成） 利用回数：年間6回まで（散髪代は自己負担）	65歳以上で、要介護度4以上の認定を受け、理美容所でサービスを受けることが困難な方

・環境衛生 問い合わせ先：町民生活課 ☎38-6712 FAX38-6780

事業名	内容	対象
浄化槽設置整備事業	町内で合併浄化槽を設置する方に補助を行う (設置する浄化槽の規模により補助金額が異なります)	町内で合併浄化槽を設置する方
地域の猫活動支援事業	猫の不妊手術費用の一部を補助 ・飼い猫(メスのみ)…1匹につき上限5千円 ・飼い主のいない猫…1匹につき上限10千円	猫の飼い主または地域の代表者

・防災対策 問い合わせ先：経済建設課 ☎38-6715 FAX38-6780

事業名	内容	対象
安田町「がけくずれ」 住家防災対策事業	「がけくずれ」を防止するために必要な工事費に対し2分の1以内の補助を行う(上限500千円)	5m未満の自然がけを対象とし、住家が危険にさらされ放置できない状態にある場合、又は前兆現象があって住家に危険が予想される場合で、他の制度により防災措置を講ずることができない場合など

町史編さん室だより (16)

編さん室 ほたる

10月は町内の多くの地区で「神祭」が行われました。昨年よりにぎやかに催された所が多かったと伺っております。本当によかったですね。“ほたる”は昨年、「神祭」を大切にされている安田の皆さんに改めて接し、いろいろなことを感じながら勉強させていただきました。今年は、そのことを踏まえて、準備の様子を少し拝見させていただくことにいたしました。

まず、「^{とうや}当家」の役を担う家には実にさまざまなお仕事があることがわかりました。祭壇のお供え物の手配はもちろん、数日前に総代・氏子の人々に集まってもらう神社内、集会所の掃除、そして^{のぼり}幟の状態の確認など。当日は当日で直前の準備から祭礼が無事終わるまでなかなか息が抜けません。



この時大きな役割を發揮するのが、代々当家の間で渡し継がれている“資料”です。

「祭壇には何をどのように並べるのか」毎年のことながら1年に1、2度の話ですから、すぐには思い出せないんですね。最終的に神官さんに直していただければいいのですが、大方の準備は氏子の方でおかねばなりません。これらのことを熟知する長老、先輩も少なくなった今、ノートなどにつづられた内容はとても大事なものになります。ある年のお供えの写真であったり、説明付きのイラストであったりその形はさまざまですが、そこに託された気持ちが伝わってきます。

「当家の役が回ってくる順番も早くなった」との声も聞きましたが、私は皆さんが神祭による結びつきを大切にしておられることを、穏やかで澄んだ空気の中でしっかりと感じた次第です。

今回の訪問で、新町史編さんのテーマが一つ増えました。上述した当家さんの“資料”には、「地区の神さまはそもそもどのような神さまなのか、その由来は？」この問いの答えは書かれていないようです。皆さんが存外このことを気にかけておられると感じました。自分で独自に調べようとした当家の方もいらっしゃいました。この問いに少しでも応えられる町史にしたいと思います。

皆さまには、引き続き新町史編さんにご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。



◆町史編さん室(町文化センター2F)

編さん室活動日：毎週月・水・木曜日の午前10時45分から午後3時

☎38-5711 FAX38-5745 mail: y-choushi@me.pikara.ne.jp

連絡・問い合わせ先 町教育委員会 ☎38-6714 FAX38-6717

見ちゃってね。～全国のふるさと納税寄附者から安田町への応援メッセージ～

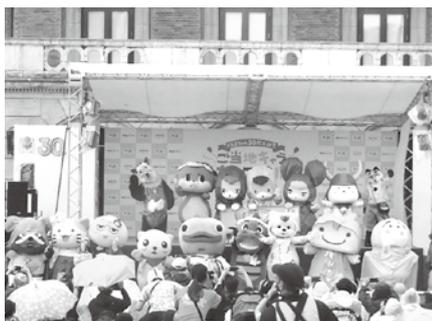
- 今年もおいしいみかんを楽しみにしています。
- 前年度もいただき、立派な柚子でしたので、今年も楽しみにしています。これからも頑張ってください。
- 安田町は日本でも指折りの水のきれいな自然豊かな川がある町です。この状態を保全くださるようお願いします。
- 先日のごはん会がすごく良かったのでふるさと納税させていただきました。あんたろうくんの活動に少しでも協力できますように。
- あんたろうくんを応援しています！
- 今年の夏、久しぶりに安田町に住んでいる祖母の家に行きました。昔と変わらず自然豊かな所で癒やされました。これからも自然豊かな安田町を維持してください。
- 返礼品の素朴な感じを受けて、まだ知らない安田町の魅力の一端を味わってみたいと感じました。寄付させていただきます。
- いつも遠くから「あんたろうくん」を応援しています。いつか安田町に遊びに行きたいです。



群馬県前橋市【ぐんまちゃん30周年記念 ご当地キャラクターニバル】

9月30日・10月1日に群馬県前橋市にある群馬県庁にて開催された「ぐんまちゃん30周年記念ご当地キャラクターニバル」に参加してきました。全国から92のキャラクターが参加し、キャラクターファンや家族連れなど、2日間で約3.1万人が来場しオープニングからエンディングまでステージだけでなく、各ご当地ブースも大盛況でした。

安田町ブースには開店前から、服部農園さんのみかんやキャラクターグッズを購入するお客様で行列ができてみかんは開店してわずか15分で完売してしまいました。安田町ブースの看板を見て「高知からはるばる来てくれたんだ」「ミレービスケットが売ってある!」「高知のみかん買いたかったな～」とうれしい言葉もたくさんいただきました。安田朗くんはこれからも安田町の特産品や、安田町ならではの魅力をステージなどでアピールしていきます。



11月10日は、無電柱化の日。

あなたの街の防災力を高めるためにも
「無電柱化」、みんなで考えよう。



国土交通省



無電柱化事業の詳細については、
国土交通省のホームページを
ご覧ください。

無電柱化 国土交通省 検索



マイナポータルからスマホで国民年金手続の電子申請ができます

国民年金被保険者の資格取得・種別変更の届け出、国民年金保険料免除・納付猶予申請および学生納付特例申請について、マイナポータルを利用した電子申請が始まりました。

メリット

- ①スマートフォンで簡単に申請ができます！
- ②24時間365日、申請できます！
- ③処理状況や申請結果が確認できます！

電子申請できる手続

- ◇国民年金（第1号被保険者）加入の届け出
お勤め先を退職した場合などの、国民年金へ加入する手続
- ◇国民年金保険料免除・納付猶予の申請
経済的に保険料の納付が困難な場合に、納付の免除または猶予を申請する手続
- ◇国民年金保険料学生納付特例の申請
学生の方が保険料の納付が困難な場合に、納付の猶予を申請する手続

電子申請の方法

(※初めてマイナポータルを利用される方は、利用者登録が必要です)

- (1)マイナポータルの「年金の手続きをする」にアクセス
- (2)手続きの選択
希望する手続きを選択する。
- (3)本人情報の入力
マイナンバーカードを読み取り、申請に必要な内容を入力する。
- (4)入力内容を確認
入力内容を確認し、電子申請する。

※電子申請の利用方法等については、日本年金機構ホームページで動画も公開しております。

ホームページ・動画はこちら

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html



問い合わせ先 役場町民生活課 ☎38-6712 FAX 38-6780
南国年金事務所 ☎088-864-1111 FAX 088-863-1019

つれづれ 徒然ながやま



安田町ふるさと応援隊からのお便り

～中山をどんどん元気にしていこう～



ゆずの収穫が最盛期



朝晩の冷え込みが日に日に強まる中、中山地域では黄色く色づいたゆずの収穫が、今年も最盛期を迎えています。どの地域へ出向いても、ほのかなゆずの香りが広がるなか、忙しそうにゆず畑で作業を行う地域の方々と見ると、声をかけるのもためられるほどです。また、多目的交流センターの前を通る、ゆずの籠をいっぱい積んだ軽トラの列を眺めていると、小川の搾汁施設まで続く道のりが、地域の特産品を運ぶ、まさしく「ゆずロード」ではないかと感じています。

☆中山健康教室ピラティス☆

11月6日(月)、20日(月) 午後7時開催予定です。
場所:多目的交流センターなかやま

☆中山を元気にする会定例会☆

11月16日(木) 午後6時を予定しています。

集落活動センターなかやま・応援隊へのお問い合わせ、ご意見、ご要望は、
☎30-1750、FAX30-1826までお気軽に! ^o^



安田町ふるさと応援隊

健康手帳

フレイル予防について：運動

「からだがなまる」という言葉がありますが、身体は使わないでいると機能がどんどん衰えてしまいます。生活が不活発（動かない状態）になることによって、こころや体の機能が低下していくのです。日本老年の医学会は、2週間の寝たきり生活で失われる筋肉量は高齢化に伴う7年間の老化で失う筋肉量に匹敵すると警告しています。散歩など体を動かす機会を増やして、イキイキとした毎日を過ごせるようにしましょう。

●運動機能が低下・・・

令和元年度に中芸管内を対象に実施しました「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、「過去1年間に転んだ経験はありますか？」など、「運動器の機能低下リスク」を調査した結果、運動器機能の低下している高齢者は全体で21.5%該当する結果となりました。

また、介護・介助が必要になる要因は高齢による筋力や運動機能の低下、これによる転倒・骨折が大きな要因であることも判明しました。



●運動を取り入れよう

下のイラストのように、自宅でもできる簡単なストレッチや筋力トレーニングを「テレビを見ながら・・・」や「家事の合間」「入浴後」などに始めてみましょう！！



自宅での運動習慣も大切ですが、何より運動は「仲間と一緒にやる」ことが最も効果的であるといわれていますので、「みんなで顔を合わせて楽しみながら運動をする！」ことでより良いフレイル予防を行いましょう！

地域で行っている「いきいき百歳体操」に

参加しましょう!!

おすすめ!



皆となら楽しい♪



— 高知大学医学部看護学科だより —

お口についての基礎知識

お口の役割ってご存じですか？



呼吸する



食べる



安眠できる



くいしばる



表情をつくる



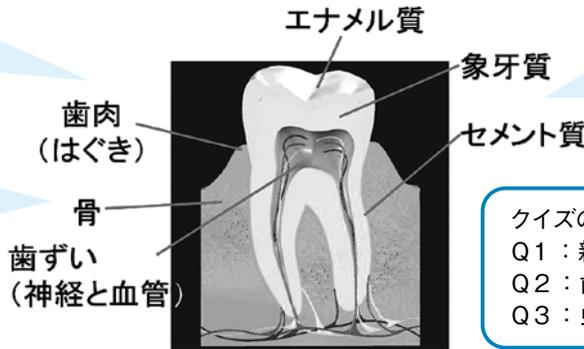
話す

クイズです。

Q1
大人の歯は何本でしょう？

Q2
歯周病のできる原因は？

歯の構造



Q3
虫歯ができる原因は？

クイズの答えは
 Q1：親知らずを除くと28本です。
 Q2：歯周病菌に感染したからです。
 Q3：虫歯菌に感染したからです。

さて、みなさん人差し指の爪で歯の表面をひっかいてみましょう。
 白い垢のようなものがついていませんか？それが**プラーク**（**歯垢**）です。
 プラークは細菌の塊です。口の中には400種類以上の細菌がその数なんと**60億以上**います。

- ・虫歯・歯周病の原因は**プラークの中の虫歯菌・歯周病菌（悪玉細菌）**です。
- ・プラークは歯を磨かないでいるとその分泌物と一緒に、ねばねばくっついてきます。
- ・**プラークが付きっぱなしになると全身に影響を与える悪玉細菌が増えます。**

悪玉細菌の身体に与える影響



健体体操

<http://sakura.canvas.ne.jp/spr/koba503/koba503/>
河内でんたろハイジ学園
歯科衛生士教員 伊ラスト海内ハイジ

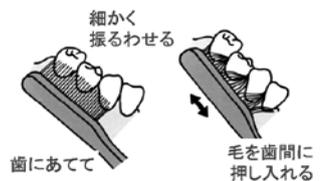


口腔清掃を行うためには自分にあった歯ブラシを選んでください。歯科医院で自分に合った歯ブラシを教えてください。
よい歯ブラシとは磨き残しが少なく歯ぐきを傷つけることなく口の中で動かしやすいものです。

歯ブラシの持ち方



歯ブラシの動かし方



食事前には準備運動を兼ねて、童謡「むすんでひらいて」の歌にのって、お口と舌の運動をしましょう。

**みがイてる！
みがケてる？**

おいしく食べて
いい笑顔いつまでも！！

高知大学医学部看護学科
基礎看護学講座
中野 葉子



中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会

～中芸地域の日本遺産魅力発信便りvol.76～

日本遺産 第3号認定 登録番号 051



【第10回ゆずFeS開催中】

10月21日(土)から12月10日(日)まで、第10回ゆずFeSを開催しています。

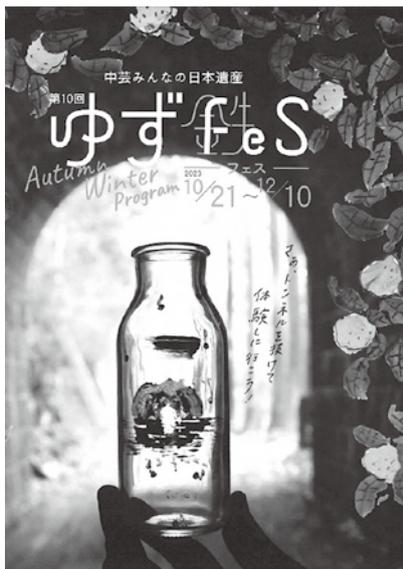
ゆずFeSでは、ゆずの生産量日本一を誇る中芸地域でのゆず収穫・搾り体験、日本遺産ガイド会のメンバーとともに遺構や森林鉄道跡を巡る体験、忙しい日常を離れてお寺で阿字観体験や護摩祈祷体験など、その他にもさまざまな体験プログラムを実施しています。

予約サイト



プログラムの参加申し込み方法は、パンフレットに記載しているQRコード、または左のQRコード(予約サイト)より申し込みいただけます。

パンフレットは、県内の各駅、観光施設、各役場などで手にしていただけます。



【日本遺産フェスタin藍のふるさと藍住 フェスティバルに出展しました】

10月4日(水)から10月30日(月)までの期間、徳島県藍住町にある「藍住町歴史館 藍の館」にて「日本遺産フェスタin藍のふるさと藍住」が開催され、中芸の日本遺産も出展しました。

展示会場には、徳島県の「藍のふるさと阿波」、山形県の「山寺が支えた紅花文化」、岡山県高梁市の「ジャパンレッド発祥の地」、福井県若狭町の「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群」など各地の日本遺産を展示・紹介していました。

また、14日、15日にはフェスティバルが開催され、当事務局のゆず搾り体験、藍染め体験や機織り体験などさまざまな体験コーナーや物販コーナーなどもあり、たくさんの来場者でにぎわっていました。



問い合わせ先 中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会事務局
(安田町役場日本遺産推進室内)
☎30-1865 FAX30-1866
E-mail yuzurintetsu@mk.pikara.ne.jp
HP <https://yuzuroad.jp/> 「ゆずとりんてつ」で検索

・HP



・Facebook



・Instagram



食肉処理加工施設を紹介します

町では、農作物等に被害を与える有害鳥獣であるイノシシやシカなどを地域資源として有効活用するため、旧中山小中学校の調理場を食肉処理加工施設として改修し、有害鳥獣対策に取り組んでいます。

捕獲したイノシシやシカを施設で処理・加工することで販売や提供(別途、食品衛生法に規定する営業許可等が必要)をすることができます。

利用料金…(1回 1,000円)

詳細については、下記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。



問い合わせ先

- ・施設利用について
- ・有害鳥獣の狩猟について
- ・食品衛生法について

役場地域創生課 ☎38-6713 FAX38-6723
 役場経済建設課 ☎38-6715 FAX38-6780
 安芸福祉保健所 ☎34-3175 FAX34-3170

（暴力は重大な人権侵害です）

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。

暴力は、男女を問わず、いかなる場合も決して許されるものではありません。

万が一、あなたが配偶者などから暴力を受けているとき、また、暴力をふるってしまう自分を変えたいときは、一人で悩まずに相談してみませんか。相談することで問題解決の第一歩を踏み出しましょう。

相談先	国(内閣府) DV相談プラス	女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	こうち男女共同参画センター「ソール」	警察	安田町役場
対象者	暴力被害者	女性 DV被害者である男性	女性 男性	暴力被害者	DV被害者
電話番号	0120-279-889 ・メール、チャットでも相談可 HP: https://soudanplus.jp/	088-833-0783	女性対象相談 088-873-9555 男性対象相談 088-873-9100	警察本部の総合相談係 (#9110、または 088-823-9110) 最寄りの警察署の生活安全担当課	町民生活課 38-6712
相談時間等	○電話・メール 24時間受付 ○チャット相談 正午から午後10時 	○電話相談 月から金 午前9時から午後5時15分 午後6時から午後10時 土・日・祝日 午前9時から午後8時 ○来所相談 月から金 午前9時から午後5時15分 (要予約) ※いずれも年末年始を除く	(女性対象相談) 休館日を除く午前9時から午後5時 ※正午から午後1時を除く (男性対象相談 / 事前予約制) 第1火曜日、第2金曜日、第3・4水曜日 午後6時から午後8時 (※休館日: 第2水曜日、祝日、年末年始)	夜間・休日は、当直員対応 緊急の場合は、110番へ	○電話相談 または、来庁相談 月から金 ※祝日・年末年始を除く 午前8時30分から 午後5時15分
～ 安心してください。秘密は守られます。～					

Jアラートの全国一斉情報伝達試験のお知らせ

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用した情報伝達試験を行います。

これにより、町内各所にある防災行政無線の屋外スピーカーおよび各家庭に設置している告知端末から警報が流れますが、試験放送ですので実際の災害と間違わないようご注意ください。

令和5年11月15日(水) 午前11時

❖ 社協あつたか通信 ❖

いきいき百歳体操

運動習慣を身につけ、筋力の維持・向上を図り転倒しない身体づくりをしましょう。

今回は筋力運動編です。

ご自身の体調を考慮しながら、できる範囲で体を動かして、運動不足を解消しましょう。

<三角筋の運動>

ゆっくりと数を数えながら各10回行います。

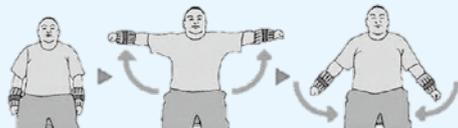
①腕を前に上げる運動

- ・両手を軽く握ります。
- ・「1、2、3、4」で肩の高さまで腕を上げます。
- ・「5、6、7、8」で元の位置まで腕を下ろします。



②腕の横上げ運動

- ・両手を軽く握ります。
- ・「1、2、3、4」で肩の高さまで腕を上げます。
- ・「5、6、7、8」で元の位置まで腕を下ろします。



効果…物を持ちあげる、ベッド(布団)からの起き上がりなどの動作が楽になります。



【とりちゃんクラブ】

9月7日、北川村地域おこし協力隊の長友美智子さん(音楽家として県内各地で活動中)と交流会を行いました。お互いに地域の情報交換をしたほか、バンド演奏を披露していただき、楽しく過ごしました。



【健康教室】

9月12日、14日、町主催の健康教室で「フレイル予防」、自宅でできる簡単な体操を学びました。

あつたかふれあいセンターは、どなたでも参加できます。
問い合わせ先 町社会福祉協議会
☎38-5500 FAX38-6878(担当:小川)

なごみ

和通信

9月30日、企画展「龍馬の志を継いだ男、坂本直寛 一生誕170年ー」の関連イベントとして、特別講座「坂本直寛と牧野富太郎」を開催しました。

講師に、以前安田まちなみ交流館・和のスタッフとしてもご尽力いただいた、現代龍馬学会理事の今井章博氏をお迎えし、この日のこの講座でしか知ることができないかもしれない、貴重なお話をたくさんしていただき、1時間があっという間に感じられました。

定員を少し超えた満員御礼で、皆さん、始終真剣に聞き入っている様子でした。

11月3日からは、新企画展「やすだのお祭りー地域に伝わる信仰ー」を開催します。町内にある神社とお寺について、今も伝わる信仰の形を紹介しますので、ぜひお越しください。

安田まちなみ交流館・和

開館時間/午前9時から午後5時(最終入館午後4時30分まで)
企画展観覧料/200円(高校生以下、障害者手帳提示者等無料)
休館日/火曜日(祝日の場合はその翌営業日)
安田町大字安田1674番地1 ☎・FAX 38-3047



さいしゅうか ○「採樵歌」を読む会

11月15日午後1時30分から
午後3時を予定。
参加費：無料

安田町歴史・文化・観光ナビサイト なごみの旅
<https://yasuda-nagomi.com/>

安田町なごみの旅



安田文芸

(順不同)

兄弟げんか 弟泣いて 終わります
食欲も 失せる残暑に うんざりし
夕暮れの 涼しい風に 生きかえる

小松由加子

リハビリに 我を上げまし 杖をつく
病室の 天井眺め 明日見る
バスケット 学生の頃 夢にみる

長戸 寿子

～ 四国南東部イベント情報コーナー ～

徳島県南部と高知県東部の自治体や観光団体が構成される「四国南東部広域観光連携協議会」から、域内のイベント情報をご紹介します。ちょっと足をのばして出かけてみませんか。

各地のイベント情報

イベント名	開催日時	場 所	問い合わせ先
轟秋祭り	11月12日 午後1時30分から龍神の舞奉納 午後2時から祭事・暴れ神輿	轟神社 (徳島県海陽町)	海陽町観光協会 ☎0884-76-3050
牟岐町にぎわい 産業祭	11月19日 午前10時から午後2時	町民体育館 (徳島県牟岐町)	牟岐町観光協会 ☎0884-72-0065
みのりの王国 芸西フェスタ	11月19日 午前10時から午後3時	芸西村憩ヶ丘運動公園 (高知県芸西村)	芸西フェスタ実行委員会 ☎0887-33-2114
田野町産業まつり	11月23日 午前10時から午後2時	田野町ふれあい広場 (高知県田野町)	田野町産業まつり 実行委員会 ☎0887-38-2813



(一社) 四国の右下観光局
イベント情報掲載



(一社) 高知県東部観光協議会
イベント情報掲載

※内容の詳細については、上記問い合わせ先までお問い合わせください。

※個人情報につき掲載の了解をいただいた方を掲載しています。

お く や み	地区名	氏名	年月日	世帯主	続柄	性別
	西島 齊藤 文男	R5・9・7	齊藤 文男	本人	男	88歳
問下 山岡 英子	R5・9・8	山岡 英子	本人	女	89歳	

慶弔ニュース (9月受付分)

1. 県内 ()内は9月発生件数

	件 数	死 者	傷 者
5年	(78) 720	(2) 15	(82) 783
4年	(66) 655	(3) 19	(70) 700
増減	(12) 65	(△1) △4	(12) 83

2. 安芸署管内 ()内は9月発生件数

	件 数	死 者	傷 者
5年	(6) 31	(0) 1	(8) 40
4年	(4) 36	(0) 2	(5) 40
増減	(2) △5	(0) △1	(3) 0

※ 1、2は物損を除く

交通事故の概況

(令和5年1月1日～令和5年9月30日)

3. 安田町発生件数

		9月計	累 計
人 身	件 数	1	2
	死 者	0	0
	傷 者	1	2
物 損		7	51

お父さん、お母さん、ありがとう！わたし、1歳になりました。

今月号では令和4年10月生まれの子どもを紹介します。
とびっきりの笑顔でデビューです。



10月12日生まれ



みわ
江瀬 心環ちゃん
(正弘)父:辰哉さん
母:結衣さん

お姉ちゃんと支え合える姉妹にな
ってほしいです。毎日笑顔と癒や
しをありがとうございます！



大きく
なったでしょ！

安田朗ぬりえ紹介

新しい「神峯寺とあんたろう」Vol. 3登場！
役場2F地域創生課、イベント等で配布中です。
展示中のぬりえの入れ替えも行い、新たに素敵な作品たちを展示中です。
安田朗くんからのクスッと笑ってしまうようなお返事も届いています。役場2階地
域創生課フロアまでぜひ見に来てくださいね！

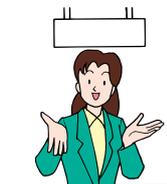


どんどん
参加してね〜♪



国民健康保険税
後期高齢者医療保険料

第5期分
第5期分



納期限日 **11月30日**

人口・世帯状況

令和5年9月末時点(前月比)

男1,172人(-1)

女1,188人(-2)

合計2,360人(-3)

世帯数1,205世帯(+1)

編集・発行

〒781-6421 高知県安芸郡安田町役場 地域創生課
☎0887-38-6713 FAX0887-38-6723
ホームページ: <https://www.town.yasuda.kochi.jp/>